

名古屋市公報	令和元年12月18日 第33号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人

目次	ページ
条 例 ○ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (総務・給与課) (第29号)	4
規 則 ○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第61号) ○ 特殊勤務手当規則の一部を改正する規則 (総務・給与課) (第62号)	8 10
告 示 ○ 市街地再開発組合定款の変更認可 (住都・都心まちづくり課) (第428号) ○ 名古屋都市計画道路の変更案の縦覧 (住都・街路計画課) (第429号) ○ 名古屋都市計画用途地域の変更案の縦覧 (住都・都市計画課) (第430号) ○ 名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧 (住都・都市計画課) (第431号) ○ 名古屋都市計画高度利用地区の変更案の縦覧 (住都・都市計画課) (第432号) ○ 名古屋都市計画地区計画の変更案の縦覧 (住都・都市計画課) (第433号) ○ 名古屋都市計画地区計画の変更案の縦覧 (住都・都市計画課) (第434号) ○ 名古屋都市計画地区計画の変更案の縦覧 (住都・都市計画課) (第435号) ○ 名古屋都市計画地区計画の変更案の縦覧 (住都・都市計画課) (第436号) ○ 指定居宅サービス事業者等の指定 (健福・介護保険課) (第437号)	11 12 15 16 17 18 19 20 21 22
教 育 委 員 会 規 則 ○ 名古屋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 (第7号)	23
教 育 委 員 会 告 示 ○ 名古屋市総合体育館レインボーホールの臨時休館期間の変更について (第17号)	24
交 通 局 管 理 規 程 ○ 新嘱託員就業規程等の一部改正 (第7号)	25

条 例 の あ ら ま し

○ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第29号）

1 改正内容

本市人事委員会の職員の給与に関する勧告を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与との均衡等を考慮して本市職員の給与を改定等するものです。

(1) 勤勉手当の支給割合の改定を行います。（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号。以下「給与条例」といいます。）第20条の 2関係）

(2) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の成立に伴い、規定の整理を行います。（給与条例第20条、第20条の 2、第20条の 4及び第23条、職員分限条例（昭和26年名古屋市条例第49号。以下「分限条例」といいます。）第 8条並びに職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）第17条関係）

(3) その他規定の整理を行います。（給与条例第20条の 4及び分限条例第8条関係）

2 関係条例の整理

給与改定に伴い、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第 3号）及び特別職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 6号）の規定の整理を行います。

3 施行期日

公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、令和元年12月14日又は令和 2年 4月 1日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則（第61号）

1 改正内容

- (1) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年名古屋市条例第29号）の施行に伴い、規定の整理を行います。（第15条の3関係）
- (2) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により一部改正された地方公務員法（昭和25年法律第261号）の施行に伴い、規定の整理を行います。（第2条及び第4条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、令和元年12月14日又は令和2年4月1日から施行します。

○ 特殊勤務手当規則の一部を改正する規則（第62号）

1 改正内容

福祉業務手当の支給対象となる期間について、規定の整備を行います。（第24条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

教育委員会規則のあらまし

○ 名古屋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（第7号）

1 改正内容

印影の印刷について、規定の整備を行います。（第8条関係）

2 施行期日

令和2年1月1日から施行します。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月11日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第29号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第5項中「、若しくは失職し」を削る。

第20条の2第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第3項中「支給する時期ごとの割合は、1,000分の925」を「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の925、12月に支給する場合においては1,000分の975」に、「1,000分の1,125」を「6月に支給する場合においては1,000分の1,125、12月に支給する場合においては1,000分の1,175」に、「1,000分の975」を「6月に支給する場合においては1,000分の975、12月に支給する場合においては1,000分の1,025」に改める。

第20条の4第1項第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同項第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第23条第7項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条の2第3項中「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の925、12月に支給する場合においては1,000分の975」を「支給する時期ごとの割合は、100分の95」に、「6月に支給する場合においては1,000分の1,125、12月に支給する場合においては1,000分の1,175」を「100分の115」に、「6月に支給する場合においては1,000分の975、12月に支給する場合においては1,000分の1,025」を「100分の100」に改める。

（職員分限条例の一部改正）

第3条 職員分限条例（昭和26年名古屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第8条中「しんしゃく」を「しん酌」に、「第16条第2号」を「第16条第1号」に、「且つ」を「かつ」に改める。

（職員退職手当条例の一部改正）

第4条 職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条の2第3項並びに第20条の4第1項第3号及び第4号の改正規定を除く。）の規定、第3条中職員分限条例第8条の改正規定（「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める部分に限る。）及び第4条の規定は令和元年12月14日から、第2条並びに附則第6項及び第8項の規定は令和2年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第20条の2第3項の規定、附則第5項の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号。以下「改正後任期付職員条例」という。）の規定及び附則第7項の規定による改正後の特別職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第6号。以下「改正後特別職条例」という。）の規定は、令和元年12月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の給与条例、附則第5項の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例又は附則第7項の規定による改正前の特別職に属する職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日以後の分として支給を受けた給与は、改正後給与条例、改正後任期付職員条例又は改正後特別職条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

- 5 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「支給する時期ごとに1,000分の1,675」を「6月に支給する場合においては1,000分の1,675、12月に支給する場合においては1,000分の1,725」に改める。

- 6 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「6月に支給する場合においては1,000分の1,675、12月に支給する場合においては1,000分の1,725」を「100分の170」に改める。

（特別職に属する職員の給与に関する条例の一部改正）

- 7 特別職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第20条第3項中「」の次に「支給する時期ごとの割合

は、」を加え、「1,000 分の 1,675」を「割合は、6 月に支給する場合においては1,000分の1,675、12月に支給する場合においては1,000分の1,725」に改める。

8 特別職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「支給する時期ごとの割合は、」を削り、「割合は、6 月に支給する場合においては1,000 分の 1,675、12月に支給する場合においては1,000 分の 1,725」を「100 分の 170」に改める。

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月11日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第61号

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当規則（昭和39年名古屋市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「第16条第2号又は第5号」を「第16条第1号又は第4号」に改める。

第4条第2号中「第16条第2号若しくは第5号」を「第16条第1号若しくは第4号」に改める。

第15条の3第1号中「支給する時期ごとに」を「6月に支給する場合においては」に改め、「まで）」の次に「、12月に支給する場合においては1,000分の865から1,000分の985まで（特定管理職員にあっては、100分の99から100分の132まで）」を加える。

第2条 期末手当及び勤勉手当規則の一部を次のように改正する。

第15条の3第1号中「6月に支給する場合においては1,000分の815から1,000分の935まで」を「支給する時期ごとに100分の84から100分の96ま

で」に、「100 分の94から 100 分の 127 まで）、12月に支給する場合においては1,000分の865から1,000分の985まで（特定管理職員にあっては、100分の99から100分の132まで）」を「1,000分の965から1,000分の1,295 まで）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第2条ただし書及び第4条第2号の改正規定は令和元年12月14日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当規則第15条の3第1号の規定は、令和元年12月1日から適用する。

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月11日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第62号

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当規則（平成15年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第24条第8項中「12月29日から翌年1月15日まで」を「12月27日から翌年1月6日まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 428号

市街地再開発組合定款の変更認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第 2項において準用する同法第17条の規定により、次のとおり定款の変更を認可しました。

令和元年12月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 組合の名称

錦二丁目 7番地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

平成29年11月20日から令和 4年度まで

3 施行地区

名古屋市中区錦二丁目 705番、 706番、 707番、 708番、 709番、 710番
1、 710番 2、 710番 3、 710番 4、 711番、 712番、 716番 3、 717番
1、 717番 2、 718番 1、 718番 2、 719番、 720番 1、 720番 2、 720
番 3及び 727番

4 事務所の所在地

名古屋市中区錦二丁目16番 1号

5 設立認可の年月日

平成29年11月20日

6 定款の変更の認可の年月日

令和元年12月 9日

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課

名古屋市告示第 429号

名古屋都市計画道路の変更案の縦覧

名古屋都市計画道路を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和元年12月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

名称	起点	終点	主な経過地
1・4・5号 高速 1号線	名古屋市中川区 島井町	名古屋市名東区 猪高町大字高針 字原	名古屋市中村区 畑江通 3丁目 名古屋市中村区 名駅南三丁目 名古屋市中区 千代田五丁目 名古屋市千種区 田代本通 4丁目

1・4・7号 高速 3号線	清須市朝日検見	名古屋市港区 船見町地先	清須市阿原宮東 名古屋市西区 あし原町 清須市西枇杷島町 小田井 1丁目 名古屋市西区 庄内通 1丁目 名古屋市中村区 名駅四丁目 名古屋市熱田区 六番一丁目 名古屋市港区 東海通 3丁目
3・3・19号 広井町線	名古屋市西区 則武新町四丁目	名古屋市中区 大須一丁目	名古屋市中村区 名駅一丁目
3・1・122号 桜通線	名古屋市中村区 名駅四丁目	名古屋市千種区 池下一丁目	名古屋市東区 東桜二丁目
3・2・132号 岩井町線	名古屋市中川区 五月通 2丁目	名古屋市中区 千代田三丁目	名古屋市中村区 名駅南五丁目
7・7・87号 九重町線	名古屋市中川区 九重町	名古屋市中川区 九重町	
7・7・88号 百船町線	名古屋市中川区 百船町	名古屋市中村区 下米野町 2丁目	

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和元年12月11日から令和元年12月25日まで。ただし、名古屋市の休日
を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本
市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 430号

名古屋都市計画用途地域の変更案の縦覧

名古屋都市計画用途地域を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和元年12月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和元年12月11日から同月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 431号

名古屋都市計画地区計画の決定案の縦覧

名古屋都市計画地区計画を決定したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和元年12月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 平針黒石第二地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

名古屋市天白区天白町大字平針字黒石の一部

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和元年12月11日から同月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 432号

名古屋都市計画高度利用地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画高度利用地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和元年12月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画高度利用地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和元年12月11日から同月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 433号

名古屋都市計画地区計画の変更案の縦覧

名古屋都市計画地区計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和元年12月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画地区計画 牛島南地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市西区牛島町並びに中村区牛島町及び名駅一丁目の各一部

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和元年12月11日から同月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 434号

名古屋都市計画地区計画の変更案の縦覧

名古屋都市計画地区計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和元年12月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画地区計画 大井町地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市中区大井町の一部

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和元年12月11日から同月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 435号

名古屋都市計画地区計画の変更案の縦覧

名古屋都市計画地区計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和元年12月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画地区計画 徳重駅周辺地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市緑区元徳重一丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和元年12月11日から同月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 436号

名古屋都市計画地区計画の変更案の縦覧

名古屋都市計画地区計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和元年12月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画地区計画 錦二丁目 7番地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市中区錦二丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和元年12月11日から同月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 437号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年12月13日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社流行 発信ホールデ ィングス	介護付有料老 人ホームてん ぱくの憩	名古屋市天白区 一本松二丁目 1206番地	令和元年 12月 1日	特定施設入居者生 活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月10日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第7号

名古屋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会公印規則（昭和45年名古屋市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「教育委員会印又は教育長印」を「公印」に改める。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第17号

名古屋市総合体育館レインボーホールの臨時休館期間の変更について

平成29年名古屋市教育委員会告示第26号（名古屋市総合体育館レインボーホールの臨時休館について）で告示した名古屋市総合体育館レインボーホールの休館期間を令和 2年 7月20日から令和 2年 7月19日までに変更します。

令和元年12月10日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市交通局管理規程第7号

新嘱託員就業規程等の一部を次のように改正する。

令和元年12月13日

名古屋市交通局長 河野和彦

(新嘱託員就業規程の一部改正)

第1条 新嘱託員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第33条第1号中「、第2号」を削り、「第5号」を「第4号」に改める。

(保健指導嘱託員就業規程の一部改正)

第2条 保健指導嘱託員就業規程（平成21年名古屋市交通局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第31条第1号中「、第2号」を削り、「第5号」を「第4号」に改める。

(新再雇用職員就業規程の一部改正)

第3条 新再雇用職員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

第36条第1号中「、第2号」を削り、「第5号」を「第4号」に改める。

(短時間嘱託職員就業規程の一部改正)

第4条 短時間嘱託職員就業規程（平成15年名古屋市交通局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第30条第1号中「、第2号」を削り、「第5号」を「第4号」に改める。

(若年嘱託職員就業規程の一部改正)

第5条 若年嘱託職員就業規程（平成16年名古屋市交通局管理規程第33号）の一部を次のように改正する。

第36条第1号中「、第2号」を削り、「第5号」を「第4号」に改める。

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程の一部改正)

第6条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程（昭和42年名古屋市交通局管

理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第35条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第36条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第37条の2第1項第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第48条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(期末手当及び奨励手当に関する規程の一部改正)

第7条 期末手当及び奨励手当に関する規程(昭和39年名古屋市交通局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第2号」を「第1号」に、「第5号」を「第4号」に改める。

第4条第2号中「第2号」を「第1号」に、「第5号」を「第4号」に改める。

附 則

この規程は、令和元年12月14日から施行する。